

【資料２】

ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務委託仕様書

１ 業務の名称

ＨＰＶワクチンキャッチアップ接種周知啓発業務

２ 業務の目的

令和 7 年 3 月に子宮頸がんを予防するＨＰＶワクチンの公費によるキャッチアップ接種期間の終了が迫る中、３回の接種を完了するまで約 6 か月かかることから、希望者が再度、接種機会を逃すことのないように周知を図る。

[キャッチアップ接種]

平成 25 年から令和 3 年までの積極的勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した人を対象として、国は、令和 4 年 4 月から 3 年間、定期接種と同様に無料で接種できる機会を設けており、実施主体である市町村から対象者に対し、周知が行われている。

対象：平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女性で、過去に合計 3 回の接種をしていない人

※過去に 1 回接種した人は残り 2 回、2 回接種した人は残り 1 回、接種可能

３ 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日までとする。

４ 業務内容

（１）インターネット上のディスプレイ広告の作成及び発信

- ・検索サイト等

（２）テレビＣＭの作成及び放送

- ・放 送 局：県内民放テレビ 3 社

放 送 期 間：8 ～ 9 月（2 か月間）

本数目安等：各社 31 本／月、静止画 15 秒／回

（３）新聞広告のデザイン作成

- ・デザイン作成（新聞掲載料は県が各新聞社に直接支払う。）
- ・5 段広告：地元紙

(4) ポスター作成及び発送

- ・医療機関、教育機関向けの周知啓発用ポスターを2,000部作成する。
- ・ポスターの仕様は、A2版・片面・マットコート90kg・フルカラーとする。
- ・作成されたポスターは、医療機関、教育機関等へ掲示をお願いし、県民への周知啓発に活用するとともに、作成された電子データは、県がSNS等で情報発信を行う際に活用する。なお、医療機関等（約300箇所）への発送作業を含む。
- ・ポスターの校正は、文字校正1回、色校正1回とし、令和6年8月29日までに秋田県健康福祉部保健・疾病対策課（県庁舎2階）に納品することとする。また、電子データも併せて納品する。

(5) リーフレット作成

- ・市町村用の周知啓発リーフレット（PDF）を作成する。

※(2)、(3)については、可能な限り早い時期（遅くともお盆期間前）に広報展開すること。

※上記以外の方法で、県民向け周知啓発のために効果的な手法があれば、契約上限額の範囲内でそれらも含めた企画提案及び積算を可とし、審査の対象とする。

※(2)、(3)、(4)、(5)については、可能な限り統一的なデザインとする。

5 実績報告等の提出

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

6 その他

(1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 権利の帰属等

- ・本業務で生じる成果物の所有権及び著作権は県に帰属することとする。
- ・なお、県は、ウェブサイトでの配信や、内容に修正を加えた上での増刷など、デー

タの二次使用ができるものとする。

（３）関係法令の遵守

- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。
- ・本仕様に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、県と受託者で協議を行う。
また、業務内容が当初の想定と著しく乖離した場合も同様に対応する。

（４）障害者就労施設等からの優先調達推進について

- ・ポスターの発送など、可能な限り対応するものとする。